

# 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（見本）

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

令和 5年 1月 4日

大阪府知事 殿

「受付窓口」「受付年月日」は記入不要

申請する日付を記入

申請者 氏 名 咲洲 二郎

生年月日 H5 年 5月 2日

受付年月日

申請時の登録番号

※

2 7 - 9 9 9 9 9 9 -

次ページ「記入に関する注意事項」も併せてご確認ください。

以下、項番 11 から 14 のうち、変更があったものについての項番のみ記入すること。

## 項番 ◎申請者に関する事項

11	変更年月日	R	—	0 5	年	0 1	月	0 4	日
変更後	フリガナ	サ キ シ マ シ ャ ロ ウ							
	氏 名	咲 洲 二 郎							
変更前	フリガナ	タ ニ マ チ ジ ロ ウ							
	氏 名	谷 町 二 郎							

左詰め

確認欄 ※

12	変更年月日	R	—	0 5	年	0 1	月	0 4	日
変更後	郵便番号	5 5 9 - 8 5 5 5							
	住所市区町村コード	大阪 都道(府) 大阪 (市) 郡区 住之江 (区) 町村							
	住 所	南 港 北 1 - 1 4 - 1 6 大 阪 府 咲 洲 庁 舎 1 F							
	電話番号	0 6 - 6 9 4 1 - 0 3 5 1							
変更前	住 所	大阪市中央区大手前2							

左詰め

確認欄 ※

13	変更年月日	R	—	0 5	年	0 1	月	0 4	日
変更後	本籍市区町村コード	大阪 都道(府) 大阪 (市) 郡区 住之江 (区) 町村							
	本 籍	南 港 北 一 丁 目 1 1 番							
変更前	本 籍	大阪市中央区大手前二丁目2番							

左詰め

確認欄 ※

## ◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14	変更年月日	R	—	0 5	年	0 1	月	0 4	日
変更後	商号又は名称	株 式 会 社 咲 洲							
	免許証番号	0 0 (1) 0 0 0 0 0 1							
変更前	商号又は名称	咲洲不動産							
	免許証番号	<del>国土交通大臣</del> 大阪府知事 ( 1 ) 第 9 9 9 9 9 9 号							

左詰め

右詰め

確認欄 ※

## 記入に関する注意事項

### 申請者欄について

- ①申請者本人の（変更後の）氏名・生年月日（和暦）を記入すること。
- ②申請時の登録番号は以下のとおり記入すること。

2	7	—	9	9	9	9	9	9	—	
「都道府県コード」 (大阪府は27)			「取引士登録番号」 (右詰めで記載)						記入不要	

### 項番11 氏名の変更について

- ①変更年月日は、戸籍抄本等の異動日を記入すること。  
最初の□には該当する元号のコード（「S」昭和、「H」平成、「R」令和）を記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。
- ②氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。

### 項番12 住所・居所の変更について

- ①変更年月日は、住民票等の異動日を記入すること。  
最初の□には該当する元号のコード（「S」昭和、「H」平成、「R」令和）を記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。
- ②住所市区町村コードは記入不要。
- ③「住所」の欄は、市区町村に続く町名、街区 符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ一（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。
  - ・「          都道府県          市郡区          区町村」欄について
  - (a) 政令指定都市（大阪市など区を有する市）の場合…〇〇市〇〇区まで記入  
例：   大阪  都道府県  大阪  市郡区  中央  区町村
  - (b) 政令指定都市以外の市の場合…〇〇市まで記入  
例：   大阪  都道府県  阪南  市郡区          区町村
  - (c) 郡（町村）の場合…〇〇郡〇〇町まで記入  
例：   大阪  都道府県  三島  市郡区  島本  区町村
- ④「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ一（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。
- ⑤居所の登録も項番12に記入。公的機関からの郵便物や公共料金の領収書などを添付書類として提出すること。

### 項番13 本籍地の変更について

- ①変更年月日は、戸籍抄本等の異動日を記入すること。  
最初の□には該当する元号のコード（「S」昭和、「H」平成、「R」令和）を記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。
- ②本籍市区町村コードは記入不要。

③「本籍」の欄は項番12の③参照。ただし、市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」などを、それぞれー（ダッシュ）で区切らず、上段から左詰めで記入すること。

⑤日本国籍でない場合は、「本籍」の欄に国籍の国名を記入すること。

**項番14 勤務先の変更について**

①変更前の変更年月日は、退職証明書等に記載されている日を記入すること。

変更後の変更年月日は、宅建業に従事した日付を記入。

最初の□には該当する元号のコード（「S」昭和、「H」平成、「R」令和）を記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

②「商号又は名称」の欄は、上段から左詰めで記入すること。

③「免許証番号」の変更後の欄は、左2マス：免許権者コード（下記参照）、括弧内：免許更新回数、右6マス：免許番号を右詰めで記入すること。免許証番号については、国土交通省の検索システム（<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/>）で確認が可能です。

ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとする。

＜免許権者コード＞

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(網走)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

また信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、下記のとおり記入すること。

・変更後免許証番号

免許証番号	9	9	(届出)	0	0	1	1	1	1
-------	---	---	------	---	---	---	---	---	---

・変更前免許証番号

免許証番号	国土交通大臣								
	<del>知事</del> (届出) 第 001111 号								